

2. 自然再生の目標と自然再生事業の概要

2.1 自然再生の目標

【理念】

事業対象地区にかつてあった水のある豊かな自然環境を再生する。

◆目指すイメージとして・・・・・・・・

- ・いろいろな水環境が連続し、きれいな水に生育するホトケドジョウやミクリ、小金井市内で唯一自生しているカントウヨメナをはじめとする魚類や水生昆虫、多様な湿性植物が繁茂する場……。それらの生きものとのふれあいの場、生きものを通した人々のふれあいの場を再生・整備していく。
- ・様々な水環境を生息の場とする生物の多様性を再生・整備していく。

◆規範とする時代は・・・・・・・・

- ・自然を再生する場合、元来そこに存在していた自然を第一義的な目標とすべきである。本区域では、昭和 30 年代前半、事業対象地区に存在した「水のある農の風景」を規範とする。

◆自然再生の方向

- ・取り戻すのは当時の風景そのものではなく、往時の風景が持っていた水を中心とした環境システムを再生していく。
- ・また、その環境システムを形成していた自然と人の関わりを現在の意義の中で、再生・整備していく。

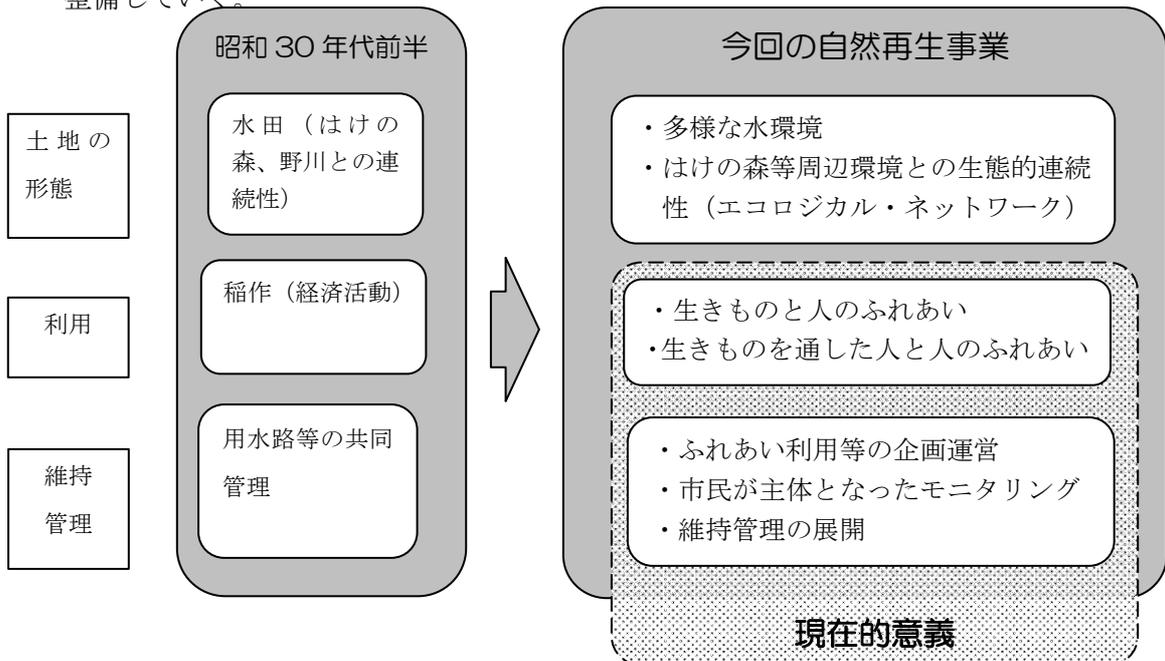
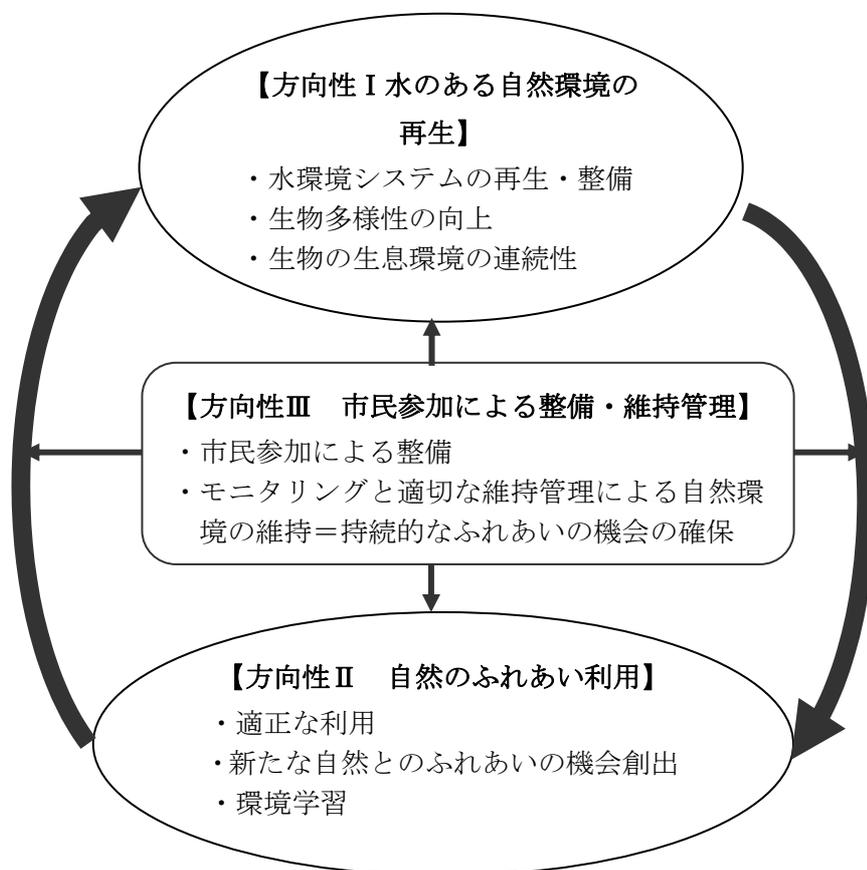


図-2.1.1 規範とする時代の環境と今回の自然再生事業の環境づくりの関係

【自然再生の方向性】

- ・ここでは、水のある自然環境の再生、自然のふれあい利用、市民参加による整備・維持管理の3つの観点（キーワード）から方向性を示す。



方向性Ⅰ 水のある自然環境の再生	
目標1	流域の貴重な自然環境資源と連携した身近な自然を事業対象地区にて再生する。
目標2	野川や地域の湧水等と連携した水環境システムを再生・整備する。
目標3	自然再生の対象となる区域で水量を確保するとともに、地域の水循環を回復していく。
目標4	事業対象地区における生物の多様性とその生息環境の連続性を確保する。
目標5	調節池及び野川の治水機能を確保する。
方向性Ⅱ 自然のふれあい利用	
目標6	都市の中の自然再生事業として、ふれあえる自然を再生する。
方向性Ⅲ 市民参加による整備・維持管理	
目標7	モニタリングを行いながら、段階的に整備していく。
目標8	多様な水環境を、地域の人々が主体となり適切に維持管理していく。

図-2.1.2 自然再生の方向性と各々の関連

方向性Ⅰ 水のある自然環境の再生

- 1 流域の貴重な自然環境資源と連携した身近な自然を事業対象地区にて再生する。
 - ・事業対象地区は、多摩地域が都市化していく中で、また、流域の市街地の中にある希少でかつ身近な自然の拠点であり、武蔵野の原風景である里地里山の生態系の面影を残す場所である。この事業対象地区が、流域及び周辺地域の広域的なエコロジカル・ネットワークの拠点となり、上記の価値が更に高まるよう自然再生事業を展開する。

- 2 野川や地域の湧水等と連携した水環境システムを再生・整備する。
 - ・自然再生の対象となる区域の水資源を活用して、多様な水環境を連携的・有機的に再生・整備していく。その拠点として調節池を位置づけるが、合わせて野川やはけの森等の事業対象地区周辺の水環境システムの再生を目指していく。
 - ・その規範は、昭和 30 年代頃に野川沿川にあった水田と、その水田を維持するために、池・ため池、水路と野川が有機的に連携していた環境システムとする。
 - ・野川の流路についても当時の河川生態系の再生を目標として、自然再生を進める。

- 3 自然再生の対象となる区域での水量を確保するとともに、地域の水循環を回復していく。
 - ・上記の水環境の再生・整備において、当時の環境をそのまま復元することは農業用水が取得できない現在では困難であるため、現在確保できる水量に見合った水環境を再生・整備していく。
 - ・水資源の確保にあたっては、周辺環境に影響を与えないよう、現在身近にある水資源を有効に活用することで必要な水量を確保する。
 - ・地域の地下水や湧水量を増やすため、雨水の地下浸透など、地域の水源涵養力を向上させる水循環システムの再生についても継続的に取り組む。

- 4 事業対象地区における生物の多様性とその生息環境の連続性を確保する。
 - ・事業対象地区周辺には比較的まとまった樹林帯や草地帯が存在するものの、水環境が乏しいことや、人工的な構造物によって空間が分断されているため、過去に比べて生きものの多様性が損なわれている。そこで、水環境を充実させることにより、樹林帯－草地帯－湿地帯といった相互のネットワーク基盤を水系的・景観的・物理的に確保し、水生生物をはじめとした生物の多様性を図る。
 - ・長期的には事業対象地区の全てにおいて多様な水環境を再生・整備していく。その際、第二調節池では現状の利用であるジョギング、散歩、犬の散歩、市民団体の活動、サッカーや野球などの練習等を考慮し、今後も同様の利用可能な自然再生を行う。
 - ・はけの森は現在の湧水機能を維持し、湧水の象徴として保全していく。また、武蔵野

公園の管理地となっている地区については適切な利用を検討していく。

5 調節池及び野川の治水機能を確保する。

- ・調節池の治水機能を損なわないよう、自然再生事業との整合を図る。
- ・野川についても現状の治水機能を損なわないよう、自然再生事業を進める。

方向性Ⅱ 自然のふれあい利用

6 都市の中の自然再生事業として、ふれあえる自然を再生する。

- ・都市の中で展開する自然再生事業として、人々が利用可能な自然環境を再生していく。
(人の全く介在しない原生自然を再生するのではない。)ここでは、人と自然のふれあいを重視し、安らぎや憩いの場として、また、自然観察や環境教育活動で利用していくことを前提とした自然再生を行う。
- ・利用者が多くなると、生息環境へ負荷がかかり継続的な利用が困難となることが予想されるため、人為的な影響を受けづらい自然環境についても同時に整備していく。
- ・沿川には多くの住民が生活しているため利用者数や利用形態も多様にわたるが、再生した自然については継続的な利用が可能ないようにやわらかな利用ルールを定める。

方向性Ⅲ 市民参加による整備・維持管理

7 モニタリングを行いながら、段階的に整備していく。

- ・整備段階から、市民と行政により整備をしていく。
- ・計画検討段階及び整備中において、モニタリングを実施し、目標とする環境像に合わせて評価を行い、整備手法や整備する内容を適宜見直していく。
- ・また、対象地域の自然再生には水量の確保が基調であり、必要不可欠である。湧水等の状況をモニタリングし、水量の確保が可能になったとき、新たな水環境を再生・整備していく。上記のため、モニタリング結果を考慮して段階的に再生・整備する手法を検討していく。

8 再生した多様な水環境を、地域の人々が主体となり適切に維持管理していく。

- ・かつて稲作をしていた時代には、地域の人々が用水等の水環境を維持していた。自然形態の再生とともに、当時の水管理システムを見習い、市民が主体的に参加して再生した自然環境を維持管理していく。
- ・維持管理において、整備後もモニタリングを実施し、目標とする環境像に合わせて評価を行い、維持管理手法を選択していく。(順応的管理)
- ・自然再生による再生・整備と、その適切な利活用、維持管理については、地域社会の

理解と協力が必要であるため、広報活動を展開していく。

表-2.1.1 自然再生の方向性と「自然再生の対象となる区域」の関係

方向性	目標	事業対象地区に関する事項	関連する地区に関する事項
水のある自然環境の再生	1 流域の貴重な自然環境資源と連携した身近な自然を事業対象地区にて再生する。	○	○
	2 野川や地域の湧水等と連携した水環境システムを再生・整備する。	○	○
	3 自然再生の対象となる区域での水量を確保するとともに、地域の水循環を回復していく。	○	○
	4 事業対象地区における生物の多様性とその生息環境の連続性を確保する。	○	○
	5 調節池及び野川の治水機能を確保する。	○	—
自然のふれあい利用	6 都市の中の自然再生事業として、ふれあえる自然を再生する。	○	—
市民参加による整備・維持管理	7 モニタリングを行いながら、段階的に整備していく。	○	○
	8 多様な水環境を、地域の人々が主体となり適切に維持管理していく。	○	○